

千葉県動物公園湿原ゾーン・森林ゾーン整備基本計画策定業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1 目的

「千葉県動物公園リスタート構想」に基づく再整備により、「湿原ゾーン」と「森林ゾーン」の再整備に着手する予定である。令和5年度は「湿原ゾーン」と「森林ゾーン」のゾーニングと動線、施設配置計画などを行い、基本計画を策定する。また、合わせて森林ゾーンの一部である動物科学館バードホールの植栽リニューアルを実施するための設計を行う。

2 委託概要

- (1) 委託名 千葉県動物公園湿原ゾーン・森林ゾーン整備基本計画策定業務委託
- (2) 業務内容 千葉県動物公園湿原ゾーン・森林ゾーン整備基本計画策定業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和6年3月25日（月）まで
- (4) 委託限度額 26,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (5) 支払条件 完了後一括払い
- (6) 担当部署 千葉県都市局公園緑地部動物公園 担当：施設班
〒264-0037 千葉県若葉区源町 280番地
電話番号 043-252-7566
FAX 番号 043-255-7116
E-mail dobutsu.Z00@city.chiba.lg.jp

3 公募スケジュール

募集要項の公表	令和5年4月25日（火）
質問書の受付	令和5年4月25日（火）から令和5年5月2日（火）17時到着分まで
質問書の回答	令和5年5月8日（月）までに千葉県ホームページに掲載
企画提案書等の提出期限	令和5年5月26日（金）まで
プレゼンテーション	令和5年6月2日（金）
審査結果通知	令和5年6月中旬
委託契約締結	令和5年6月下旬

4 参加資格

- (1) 令和4・5年度の千葉県測量・コンサルタント入札参加資格者名簿の大分類「建築関係建設コンサルタント業務」または「土木関係建設コンサルタント業務」に登録されている者であること。

- (2) 平成25年度から令和4年度までに、元請けとして日本動物園水族館協会（JAZA）加盟園館の動物園の全園又は一部エリアの整備に係る基本計画もしくは基本設計策定業務実績を有する者であること。（単独施設の場合は除く）（契約書の写し等、実績の概要がわかる資料を添付すること。）

5 配置技術者

以下の技術者を配置すること。

(1) 管理技術者

ア 技術士（総合技術監理部門）、技術士（建設部門）、RCCM、一級建築士等本業務に必要な資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。

(2) 照査技術者

ア 技術士（総合技術監理部門）、技術士（建設部門）、RCCM、一級建築士等本業務に必要な資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者。

(3) 担当技術者

ア ランドスケープ技術者

イ 建築技術者

(4) その他

ア 管理技術者、照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、市の承諾を得るものとする。

イ 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

6 質問の受付・回答

(1) 質問の提出方法

質問書（様式第8号）を使用して作成し、電子メールで提出すること。

電子メールアドレス：dobutsu.ZOO@city.chiba.lg.jp

なお、電子メール到着確認のため、送信後は必ず千葉市動物公園施設班（043-252-7566）へ電話で確認すること。

(2) 質問の受付期間

令和5年5月2日（火）17時00分まで

(3) 回答方法

令和5年5月8日（金）17時00分までに、千葉市ホームページで公表する。

7 参加申込

別紙「湿原ゾーン・森林ゾーン整備基本計画策定業務委託仕様書」記載の委託業務の内容を熟読し、企画提案を行うこと。

提案には、「9 審査方法及び評価項目（2）企画提案を選定するための評価項目」に記載の「評価項目」と「評価の着眼点」に対して、可能な限り具体的かつ詳細な説明が含まれていることとする。なお、共同企業体を構成して提案する場合は、代表企業や構成員が判別できる一覧表（様式第6号）及び委任状（様式第7号）を添付するものとする。

（1）参加申込書の受付期限

令和5年5月29日（月）17：00必着

（2）参加申込書の提出方法

持参または郵送。

なお、郵便事故等を防ぐために簡易書留やレターパックなど、郵便物の追跡が可能な方法での提出を推奨する。

（3）参加申込に必要な書類

ア 企画提案参加申込書（様式第1号） 1部

※共同企業体の場合は、別紙「共同企業体等一覧表」を添付すること

イ 企画提案書、イメージパース 各 7部

※「5 参加手続き（1）企画提案書」に記載した事項を遵守すること。

※湿原・森林ゾーンについては、「仕様書6（5）」に記載している基本方針にのっとり展示、配置、修景、導線、便益施設、誘導・解説サイン配置を含めたものを、バードホールについては、今後の再生計画の進め方、考え方について含めたものA3サイズ用紙（横・片面）6枚以内にまとめること。

※提出する7部のうち1部のみ社名を記載し、残り6部は社名を特定できないようにすること。

※企画提案書及びイメージパースを記録した電子媒体（CD-R または DVD-R）2枚を併せて提出すること。

ウ 提案価格書（様式第2号） 1部

エ 配置予定技術者の経験等（様式第3号） 1部

オ 業務工程計画書、実施体制（様式任意） 1部

カ 類似業務等の履行実績（様式第4号） 1部

（契約書の写し、認定書の写し又はTECRIS 登録書など）

※履行実績とは「4 参加資格（1）」に定める業務をいう。

キ 保有する技術職員の状況（様式第5号） 1部

ク 共同企業体等一覧表（様式第6号） 1部

※共同企業体を構成する場合のみ提出すること。

ケ 委任状（共同企業体等）（様式第7号） 1部

※共同事業体を構成する場合のみ提出すること。

（4）提出先

〒264-0037

千葉県若葉区源町280番地

千葉県動物公園 施設班

※本業務に係る現地説明会は行いません。

8 辞退

本プロポーザルへの参加申込後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出書類 辞退届（様式第9号） 1部
- (2) 提出先 「6 参加申込（4）提出先」と同じ

9 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

- ア 審査は、都市局公園緑地部に設置する選定委員会において、提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行い、企画提案書の内容を精査・評価のうえ、最優秀提案1件を決定する。
- イ 提案者のプレゼンテーションへ出席できる人数は、5名以内とする。
- ウ プレゼンテーションの詳細な日時や場所などは、別途調整のうえ、通知する。
- エ プレゼンテーションを行う際、提案者各自のパソコンを使用すること。
- オ 審査の結果は、決定後、速やかに提案者に電子メールで通知するとともに、千葉県ホームページで公表する。なお、審査内容に関する質問や選定結果に関する異議申立ては受付けない。
- カ 評価点の合計点が最も高い応募事業者が複数いる場合は、評価項目の「企画提案能力」の得点が高い事業者を選定する。
- キ カにおいて「企画提案能力」も同じ点数である場合には、委員による審議により決定する。
- ク 応募者が1者の場合でも、提出書類、企画提案内容、見積書等を基にプレゼンテーションによる評価及び採点を行う。

(2) 企画提案を選定するための評価項目

項目	評価の着眼点	評価点	合計
技術力要件 (企画提案能力)	動物公園リスタート構想に沿ったものであるとともに、基本的な考え方に示された必要な機能が盛り込まれた先進的な提案であるか	25	150
	動物公園リスタート構想に対する考え方や方針を理解し、動物公園の特性や特徴、課題を適切に把握した提案となっているか	25	
	動物の生息環境を見せる展示として、独自性があり魅力向上に繋がる提案であるか	25	
	動物福祉に配慮がされている提案であるか	25	
	環境負荷低減やメンテナンスコスト、ランニングコストに配慮した提案となっているか	25	
	業務内容が具体的かつ合理的で実現性があるか	25	
実績要件 (業務実施能力)	本業務と類似する業務経験及び実績が豊富であるか	20	50
	本業務に活かせる資格を有した配置予定技術者が、適切に配置され、適切な業務分担がされているか	10	
	配置技術者は、豊富な経験や高い専門性を有し、本業務と類似する業務の経験及び実績が豊富であるか	10	
	仕様書の項目に対応した適切なスケジュールであるか。本市の要望に迅速・柔軟に対応できるか	10	
		合計	200

1 0 契約

- (1) 選定委員会において、最優秀提案と決定した提案を提出した者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について、本市と協議・合意した後に委託契約を締結する。
なお、協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。
- (2) 前項の交渉が不成立となった場合は、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。
- (3) 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- (4) 契約相手方は、この契約と同時に、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条に該当する場合は、免除とする。
- (5) 委託料の支払いについては、業務完了後一括払いとする。

1 1 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書などが提出された場合
- (2) 提案書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- (3) 提案価格書記載の金額が委託限度額を超えた場合
- (4) 会社更生法などの適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (5) 審査の公平を害する行為があった場合
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (8) プレゼンテーションの日時に参集が出来なかった場合
- (9) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を受託候補者決定までの間に受けた場合

1 2 その他留意事項

- (1) 書類などの作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出された企画提案書類は返却しない。
- (3) 企画提案書などの提出期限以降の変更、差替え及び再提出は認めない。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- (5) 企画提案の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じ、千葉市と提案者の協議のうえ、修正を依頼する場合がある。
- (6) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けることとする。
- (7) 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき開示

請求されたときは、公にすることにより当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。

ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

- (8) 本企画提案に関連し、知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。